

財務省告示第二百四十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年八月二十九日

財務大臣 伊吹 文明

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	〇トン
三	・二 トン
四	六、二 四トン
五	五 八トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一六トン	三八二トン	五、六一三トン	五、一三三トン	二四トン	一五一トン	二七八、一一九トン	四九四、七四九トン	二、八一、六五トン	三、九九トン	五、五二五トン	七九トン	一、一二九トン	トン	トン	二トン

二九	四一八トン
二八	トン
二七	三、八三七トン
二六	二、五九トン
二五	トン
二四	一六トン
二三	一、八四七トン
三三	五六トン
二二	一一、三七トン